

# 2020(令和2)年度 福祉サービス第三者評価

## 調査結果報告書

### 神原こども園

契約日	2020年	5月	20日
			5
職員報告会	2020年	9月	19日

2020年9月19日  
特定非営利活動法人  
介護と福祉の調査機関おきなわ

## 福祉サービス第三者評価結果

### ①第三者評価機関名

2020（令和2）年度

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
-----------------------------

契約日	2020年 5月20日
確定日	2020年 9月19日

### ②事業者情報

名 称：	神原こども園	種 別：	認定こども園
代表者氏名：	上原 悦子	定員 (利用室数)：	90 ( 3室 ) 名
所 在 地：	〒902-0022 沖縄県那覇市樋川2丁目7番1号	Tel	098-833-2613

### ③総評

#### ◇特に評価の高い点

1. 全体的な計画は、教育・保育要領にもとづいて作成され、指導計画は全体的な計画をふまえて作成している。特に食育に関する取組は評価される。

全体的な計画は「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」にもとづいて、子どもの発達過程に応じた養護と教育・保育、家庭との連携や子育て支援、健康支援や食育、研修計画、災害への備え、自己評価等の欄が設定され、小学校との接続が記載され、教育・保育要領による全体的な計画の要件の全容が記載されている。食育年間計画と自然・飼育栽培の年間計画を作成し、子どもたちが食に関心をもち、食に関する豊かな経験ができるように取り組んでいる。食事は、法人の栄養士が献立を作成し、農産市場の新鮮な食材を使い園内で調理している。天然ダシにこだわり、季節や行事に配慮した献立と手作りおやつが提供され、食事の残食は殆んどない状況である。家族アンケートで「園で提供される食事・おやつは、お子さんの状態（アレルギーや日々の体調等）に配慮し、工夫されていると思いますか」の質問に、100%「思う」との回答があり、評価が高い。

関連項目：47、61、62

2. 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開を実践している。

子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備として、施設等は年2回嘱託薬剤師による室内の照度や騒音、ダニ検査、業者による害虫消毒を実施している。子どもが主体的に活動できる環境整備については、園庭に砂場と滑り台、ブランコ、のぼり棒、竹馬等の遊具を設置し、木のぼりやせみ取り等ができる樹木があり、子どもたちが遊びを選べる環境がある。子どもたちはオオゴマダラの食草園で卵や幼虫を発見して飼育観察し、身近な自然とふれ合っている。室内でも主体的に遊べるコーナー（ままごとや絵本、ブロック等の玩具、発明[製作活動]、生き物等）が用意されている。月2回、外部講師による運動遊び（体育）があり、子どもたちは協力して用具を準備し、用具の正しい使い方や運動の順番等のルールを学んでいる。絵本は、子どもが読みたい時や調べたい時にすぐ手に取れるよう、2階の図書コーナーや各クラスのコーナー、1階ロビーのミニハウス内や生き物コーナー等、各所に設置して貸し出しも行っている。子どもたちは、地域の祭りに参加し、ハロウィンで地元の商店街に出かけ、親子竹馬作りや焼き物作り等の様々な表現活動を楽しんでいる。園での生活や遊びの中で文字や数字に触れる環境を整え、保育教諭が適切に関わっている。

関連項目：48、51、54

### 3. 小学校との接続や就学を見通した保護者との連携、保護者支援に取り組んでいる。

全体的な計画と5歳児の指導計画に小学校との接続を位置付け、隣接する小学校とは週1回の会議や朝会に園長や保育教諭が参加し情報を共有している。運動会や音楽発表会を小学校と合同で開催し、5年生による絵本の読み聞かせや1年生とのお招き交流会等にも参加している。小学校との接続カリキュラムについて1年担任と意見交換して助言を得ており、指導要録を作成して小学校へ引き継いでいる。保護者との連携は入園時や家庭訪問、個人面談、保護者懇談会、クラス懇談会、保育参加等の行事を通して保護者と子どもの成長を共有している。5歳児は、就学を意識し、忘れ物等が無いよう確認する力を育成し、生活リズムを整え基本的な生活習慣の確立を図っている。職員は、小学校の特別支援コーディネーターと連携して支援が必要な子どもの保護者に就学支援の申請の説明をし、希望する小学校の特別支援学級を保護者と一緒に見学して就学支援をしている。個人面談時は「相談したいこと」「気になること」を保護者から提示してもらい、相談内容によっては、園長等から助言を受け、必要に応じて発達支援センターや病院、放課後児童デイサービス等の専門機関を紹介し保護者支援に取り組んでいる。

関連項目： 57、63、64、65

### ◇改善を求められる点

#### 1. 中・長期計画の見直し及び保護者等への周知が望まれる。

中・長期計画は、理念や基本方針の実現に向けた5年間の事業管理、財務管理、人事管理、収支計画が明確にされ、厨房の整備や人材確保等、経営課題や問題点の解決に向けた具体的な内容となっている。保護者への周知については、厨房整備等の大きな工事に関しては、園内掲示と保護者への手紙で事業について説明している。行事については、園だよりやクラスだよりで周知している。

保育利用の子ども数の減少による経営課題を踏まえて、必要に応じた中・長期計画の見直し及び事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成し、保護者に説明することが望まれる。

関連項目： 4、5、7

#### 2. 年間指導計画における反省・評価の記入欄の追加が望まれる。

指導計画は、全体的な計画にもとづいて策定され、月間指導計画や週案には反省・評価の記入欄が設定され、記録されている。各年齢の年間指導計画（教育課程）に反省・評価の記入欄の追加及び5歳児の年間指導計画に幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿の反映が望まれる。

関連項目： 42、43

### ④第三者評価結果に対する事業者のコメント

全体的にすばらしい評価を得るとともに保護者アンケートと園のアンケートでも給食が高評価で嬉しく思う。これからも自信を持っておいしく安心・安全な給食を提供していきたい。しかし、経営面に関しては園児数が減少すると同時に積立金を取り崩さないとやっていけない状態なので、中・長期計画の見直しの必要性を強く感じた。これからは、質の高い保育、地域に根ざしたこども園となるよう努力を要する。その為には、職員が一丸となりキャリアアップを目指していきたい。

### ⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

# 福祉サービス第三者評価結果 認定こども園版

項 目		評価 結果
		職員の 集計結果
<b>I 教育・保育の基本方針と組織</b>		
<b>I-1 理念・基本方針</b>		
<b>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている</b>		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a 法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	71.4%
	b 法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	28.6%
	c 法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	0.0%
	n	0.0%
着眼点	○ 1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	100.0%
	○ 2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	92.9%
	○ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	92.9%
	○ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	92.9%
	○ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	85.7%
	○ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	78.6%
	○ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	85.7%
コメント	理念・基本方針は、教育・保育計画や入園のしおり、ホームページ等に記載され、職員・保護者への周知が図られている。理念は、生き生きとした、たくましい子どもを目指しており、認定こども園の目指す方向性を読み取ることができる。基本方針は、提供する福祉サービスの質の向上並びに地域福祉の推進に努める法人の理念との整合性を図り、豊かな愛情と高い専門性を目指して、職員の行動規範となる内容になっている。理念や基本方針は、職員会議や内部研修等で職員への周知が図られている。入園のしおりに園長あいさつを掲載して保護者へ周知し、毎月の園だよりやクラスだより等にも掲載するなど、周知するための継続的な取組を実施している。	

項 目			評価 結果
<b>I-2 経営状況の把握</b>			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断 基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	42.9%
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	57.1%
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	0.0%
	n		0.0%
着 眼 点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	71.4%
	○ 2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	85.7%
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	78.6%
	○ 4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	78.6%
コメント		<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、社会福祉事業全体の動向については、園長会や那覇市園長連絡協議会、園長研修会等に出席して把握している。地域の子ども子育て支援計画の内容や子どもの数、保育ニーズ等については、那覇市子ども子育て支援計画に基づき、把握し分析している。小学校区の地域懇談会に出席して地域の特徴・変化等の経営環境や課題の把握に努めている。コスト分析や利用者の推移の分析等は、経営会議や税理士との月次報告結果等で行い、理事長との調整等で利用者減少に伴う収入減への対応策を検討している。</p> <p>収入減による経営危機を打開するための対策について早急に検討することを期待したい。</p>	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
判断 基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	50.0%
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	35.7%
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	14.3%
	n		0.0%
着 眼 点	○ 1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	78.6%
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	92.9%
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	64.3%
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	57.1%
コメント		<p>経営課題を明確にした具体的な取組として、経営環境や保育ニーズ、財務状況等の現状分析にもとづき、定員確保の問題点を明らかにしている。利用児童数の減少による経営の問題については、理事会で報告し情報共有が図られている。職員会議で理事会や監査等の報告をしている。</p> <p>経営課題の解決・改善のために、職員会議や理事会での検討を進め、改善に向けた取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
<b>I-3 事業計画の策定</b>			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	64.3%
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません。	7.1%
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	7.1%
	n		21.4%
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	64.3%
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	71.4%
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	71.4%
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	71.4%
コメント		<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、理念や基本方針の実現に向けて2018年から5年間の事業管理、財務管理、人事管理、収支計画が明確にされている。計画は、設備整備として、厨房の新築、火災報知器設備設置、給湯・排水・空調設備設置や遊具(ソフトベンチ、絵本、しめ太鼓、パーランクー等の購入、大型遊具)の設置、人材確保等、経営課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっており、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>保育利用の子どもの減少による組織運営の課題等、必要に応じた中・長期計画の見直しが望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	50.0%
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	28.6%
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	7.1%
	n		14.3%
着眼点	○ 1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	71.4%
	○ 2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	78.6%
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	57.1%
	○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	57.1%
コメント		<p>中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定について、単年度の計画は、中・長期計画の2018～19年度計画にある設備の整備(厨房の建設工事、火災報知器設備工事、給湯・排水・空調設備設置工事)の実施や遊具(ソフトベンチ、絵本、しめ太鼓、パーランクー等)の購入等が計画に沿って実施されている。職員処遇や研修計画、教育・保育の全体的な計画については単年度の事業内容が明示され、実行可能な内容になっている。事業計画は、単なる「行事計画」にはなっていない。</p> <p>単年度の事業計画には「施設の修繕」や「備品購入」等と表示されているが、中・長期計画を踏まえて、さらに具体的な内容を明示することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	50.0%
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	35.7%
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	0.0%
	n		14.3%
着眼点	○ 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	78.6%
	○ 2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	78.6%
	○ 3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	78.6%
	○ 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	78.6%
	○ 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	50.0%
コメント	<p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し及び職員の理解について、事業計画は園長と副園長、主幹保育教諭の三役会議で案を検討し、毎年2月に職員会議で意見を集約して策定されている。学校評価計画の実施時期については、自己評価(12月～)や保護者アンケート(11月～)が実施され、評価にもとづき改善策等が作成され、3月に公表する手順が定められている。行事計画等はリーダー会議等で評価して見直しを行っている。事業計画は、園長が職員会議で説明して周知されている。</p> <p>事業計画の実施状況を把握する時期や手順書の作成に期待したい。</p>		
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	71.4%
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない	28.6%
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	100.0%
	○ 2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	92.9%
	○ 3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	85.7%
	○ 4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	85.7%
コメント	<p>事業計画の主な内容の保護者への周知について、厨房整備等の大きな工事に関しては、園内掲示を行うとともに保護者へ手紙を送付し事業の実施について説明している。行事への参加については、園だよりやクラスだよりで周知している。</p> <p>事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成し、保護者会等で説明することが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
<b>I-4 教育・保育の質の向上への組織的・計画的な取組</b>			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	57.1%
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	35.7%
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	78.6%
	○ 2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	78.6%
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	78.6%
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	57.1%
コメント		教育・保育の質の向上に向けた取組としては、定められた評価基準にもとづいて、学校評価（自己評価と学校関係者評価、保護者アンケート）を毎年実施している。各評価とも集計して分析・考察を行い、課題を文書化して改善策が作成されている。学校評価の責任者は園長で、集計結果は園長、副園長、主幹保育教諭で検討して理事長に報告し、職員会議で共有している。今年度は基本的な生活習慣の定着や家族との連携の強化等の4つを改善課題にあげ、指導計画に位置づけて取り組んでいる。	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	50.0%
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	28.6%
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	0.0%
	n		21.4%
着眼点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	78.6%
	○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。	78.6%
	○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	57.1%
	○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	57.1%
	○ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	50.0%
コメント		評価結果にもとづく認定こども園として取組むべき課題を明確にした計画的な改善策の実施については、子どもの主体性を育む環境作りや保護者等との連携、就学前に早寝・早起き・挨拶などの習慣をつける等が課題として文書化されている。課題と改善策については、職員会議で共有し、今年度は4つの改善課題①基本的な生活習慣の定着②規範意識の育成③話を聞き、話す意欲や態度の育成④家庭との連携の強化を取り上げ、それぞれに改善策として2～4項目を掲げ事業計画や指導計画に位置づけて取り組んでいる。 改善策の実施状況については、必要に応じて見直されることが望まれる。	

項 目			評価 結果
<b>Ⅱ 組織の運営管理</b>			
<b>Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>			
<b>Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</b>			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	64.3%
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	28.6%
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	7.1%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	78.6%
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	78.6%
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	64.3%
	○ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	64.3%
コメント		<p>園長が自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っているかについては、こども園の経営・管理に関する考え方を明確にし、入園説明会時の入園のしおりに園長あいさつを掲載し表明している。自らの役割と責任については、こども園園則(運営規程)に園務をつかさどる所属職員の監督者であること、予算に関する統括会計責任者であることが明記され、職員会議や内部研修等で職員への周知が図られている。</p> <p>平常時のみならず、有事における園長の役割と責任について、不在時の権限委任等の明確化(文章化)が望まれる。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	64.3%
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	21.4%
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	0.0%
	n		14.3%
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	85.7%
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	78.6%
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	71.4%
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	71.4%
コメント		<p>園長は遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者については就業規則の服務規程や経理規程にもとづいて適正な関係を保持している。法令遵守の観点で、園長会及び行政主催の園長研修に出席し、教育・保育要領や労働環境改善、正規・非正規同一労働同一賃金の考え方、消防法等を学んでいる。出席した会議や研修の内容については、職員会議で報告し、法令遵守の重要性について伝えている。</p>	

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	42.9%
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	35.7%
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	14.3%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	71.4%
	○ 2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	50.0%
	○ 3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	71.4%
	○ 4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	35.7%
	○ 5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	78.6%
コメント		教育・保育の質の現状については、教育・保育計画（全体的な計画を含む）の振り返りや毎年の学校評価計画の一環として自己評価と学校関係者評価、保護者アンケートを実施している。実施後は評価・分析を行い、それらの分析結果から課題について改善策を明示している。教育・保育計画は園長・副園長・主幹保育教諭の三役会議で案を作成して職員会議で全体に図っている。教育・保育の質の向上について、法定研修や虐待防止等の園内研修、発達支援や食物アレルギー等の専門研修等を多数受講させており、職員の教育・研修の充実を図っている。	
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	28.6%
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	50.0%
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	14.3%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	78.6%
	○ 2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	50.0%
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	64.3%
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	50.0%
コメント		園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、経営会議（財務）や職員面談（人事や労務）等を踏まえて分析を行っている。組織の理念や基本方針の実現に向けては、全クラスを担任2人体制にし、特別支援コーディネーターの配置や預かり保育への補助員配置など、働きやすい環境整備に取り組んでいる。中・長期事業計画の大型遊具設置やLEDへの取り替えについては、入所児童数の減少に伴い財源確保が難しくなっていることを職員会議で説明している。 経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画することが望まれる。	

項 目			評価結果
<b>Ⅱ-2 人材の確保・育成</b>			
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	28.6%
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	57.1%
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	7.1%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	71.4%
	○ 2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	78.6%
	○ 3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	71.4%
	○ 4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	64.3%
コメント		必要な人材の確保と育成に関する方針と専門職の配置、人員体制、研修計画が中・長期計画に明示され、中・長期計画にもとづき、各年度の人材確保や育成が実施されている。新任や2年目職員等の賞与率の改善により現任職員との格差を是正するなど、職員の処遇改善を図っている。効果的な人材確保については、合同就職説明会に参加して取り組んでいる。	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	35.7%
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	35.7%
	c	総合的な人事管理を実施していない。	28.6%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	78.6%
	○ 2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	71.4%
	○ 3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	78.6%
	○ 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	50.0%
	○ 5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	50.0%
	○ 6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	42.9%
コメント		総合的な人事管理として、理念・基本方針にもとづき「期待する職員像」を明確にしている。職員採用については、職種で選考採用することが就業規則で定められており、職員等に周知されている。園長面談を実施し、職員の自己評価における目標達成状況の評価をしている。職員処遇の水準については、合同就職説明会等に参加し職員の賞与率の改善を図っている。職員の待遇改善の取り組みやキャリアパス受講の仕組み等、職員が将来の姿を描くことができる仕組みづくりができています。 人事基準の明確化と職員への周知が望まれる。	

項 目			評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	28.6%
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	57.1%
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	14.3%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	78.6%
	○ 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	92.9%
	○ 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	57.1%
	○ 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	35.7%
	○ 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	64.3%
	○ 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	78.6%
	○ 7	改善策については、福祉人材や人人体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	35.7%
	○ 8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	35.7%
コメント	<p>働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は園長であり、職員の就業状況はタイムカードで把握され、職員の年休取得に配慮され、残業手当も支給されている。園長が個別面談を実施し、年1回の健康診断とインフルエンザ予防接種等の費用を助成して職員の心身の健康と安全の確保に努めている。福利厚生としては、財団法人沖縄県社会福祉共済会と社会福祉施設従事者相互保険制度に加入して、退職金や冠婚葬祭費等が支給されている。ワーク・ライフ・バランスへの配慮として、産前産後休暇や育児休業、介護休業等の取得が認められている。全クラス2人担任制を実施し、特別支援コーディネーターの配置や預かり保育への補助員の配置、新任や2年目職員等の賞与率の改善による現任職員との格差是正などにより職員の処遇改善を図り、働きやすい職場づくりに努めている。法人として中途離職者が少なく、多くの職員が定年まで勤めている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	35.7%
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	42.9%
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	14.3%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	78.6%
	○ 2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	64.3%
	○ 3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	64.3%
	○ 4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	64.3%
	○ 5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	64.3%
コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けた取組について、期待する職員像として「子ども一人一人を大切にし共に行動する教諭、常に研鑽や保育の工夫・改善に努め、情熱を持ち責任感の強い教諭」が明確にされ、教育・保育計画に明記されている。職員一人ひとりの目標管理のため、アンケート方式による目標管理の仕組みが構築されている。職員一人ひとりが設定した目標については、中間面接で進捗状況の確認が実施されている。</p> <p>職員が設定した目標について、年2回の面談の実施による目標達成度の確認が望まれる。</p>		

項目		評価結果
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	64.3%
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	21.4%
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	0.0%
	n	14.3%
着眼点	○ 1 認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	92.9%
	○ 2 現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	92.9%
	○ 3 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	85.7%
	○ 4 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	78.6%
	○ 5 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	78.6%
コメント	<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、教育・保育計画等に期待する職員像を明示している。職場研修の基本方針として「一人ひとりの資質向上、組織全体の資質向上、人間として組織として専門職として進化（深化）を図ること」が管理マニュアルに明示され、年間研修計画や園内研修計画、研究計画、ピアノ演習計画に基づいた教育・研修が実施されている。計画の評価と見直しについては、次年度の事業計画策定時に行っている。</p> <p>認定こども園として目的を明確にし、体系化された研修計画の策定及び研修内容やカリキュラムの定期的な評価と見直しが望まれる。</p>	
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	71.4%
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	28.6%
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	0.0%
	n	0.0%
着眼点	○ 1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	85.7%
	○ 2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	71.4%
	○ 3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	78.6%
	○ 4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	85.7%
	○ 5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	92.9%
コメント	<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保については、個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況等は履歴書で把握されている。管理マニュアルの職場研修では、OJTを含む職場研修の進め方や階層別の職員の役割と研修議題等が規定され、職員の職務に必要とされる教育・研修が実施されている。外部研修に関しては、職員会議で情報を提供して参加を勧奨している。昨年度の研修実績では各職員が複数の研修を受講しており、勤務調整等で職員一人ひとりが受講できるよう配慮されている。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	92.9%
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	7.1%
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	92.9%
	○ 2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	92.9%
	○ 3	専門職種の特徴に配慮したプログラムを用意している。	78.6%
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。	78.6%
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	85.7%
コメント	<p>実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についての体制整備と取組について、実習生受け入れの意義と基本姿勢はマニュアルに明記され、実習内容として観察実習や参加実習、責任実習と実習期間内のプログラムを準備している。実習生の受け入れ担当者は主幹保育教諭で、オリエンテーションを実施し、実習生には守秘義務等の誓約書を提出させている。職員に対しては「実習生・ボランティアの受け入れについて」の園内研修を実施している。</p> <p>学校側とは、電話やファックスで連携しているが、学校側との継続的な連携を維持していくための工夫に期待したい。</p>		
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	認定子ども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	71.4%
	b	認定子ども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	21.4%
	c	認定子ども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、認定子ども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	92.9%
	○ 2	認定子ども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	92.9%
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	85.7%
	○ 4	法人(認定子ども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定子ども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	78.6%
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	71.4%
コメント	<p>運営の透明性の確保については、ホームページ等で法人と認定子ども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算・決算情報が適切に公開されている。苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応についても公表している。</p> <p>法人の理念や基本方針等については、社会・地域への明示・説明と保育要覧(パンフレット)の配布が望まれる。</p>		

項目		評価結果
22	② 公正かつ透明性の高い適性な経営・運営のための取組が行われている	a
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	85.7%
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	7.1%
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	0.0%
	n	7.1%
着眼点	○ 1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	100.0%
	○ 2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	100.0%
	○ 3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	100.0%
	○ 4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	92.9%
コメント	公正かつ透明性の高い適性な経営・運営のための取組については、法人として文書取扱規程や経理規程が定められ、経理・取引に関するルールが明確にされている。園長の職務の権限と責任については、運営規程と職務分掌で明確にされ、職員に周知されている。認定こども園の財務については、毎月税理士事務所の指導助言を受けて予算の適正な執行について確認している。認定こども園の事業や財務については、行政による法人及び施設監査を受けて改善報告書が提出されている。	
<b>II-4 地域との交流、地域貢献</b>		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	64.3%
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	35.7%
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	0.0%
	n	0.0%
着眼点	○ 1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	78.6%
	○ 2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	100.0%
	○ 3 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	85.7%
	○ 4 認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	92.9%
	○ 5 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	78.6%
コメント	子どもと地域との交流を広げるための取組として、地域との関わり方については、事業計画の重点目標に地域交流を位置付けている。行政や地域の子育て支援センター、児童館等のお知らせ、病院のポスター等を掲示して保護者に情報を提供している。子どもたちが職員と一緒に地域の祭りに参加し、小学校区内の成人式で演技を披露している。壺屋焼の陶工の指導により開催される親子陶器づくり体験後は、子どもたちのお皿等の作品が壺屋焼物博物館に展示され、「神原こども園親子焼き物展」として、市の広報誌で周知されている。子育て支援で地域の親子が参加するふれあい保育では、給食体験を実施している。支援を必要とする保護者には就学申請の支援や病院の紹介等、地域における多様な社会資源を活用した個別支援が行われている。	

項 目			評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	71.4%
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	21.4%
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	92.9%
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	92.9%
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	92.9%
	○ 4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	92.9%
	○ 5	学校教育への協力を行っている。	92.9%
コメント	<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にした体制については、ボランティア受入れに関する基本姿勢がマニュアルに明記され、地域の学校教育等への協力については事業計画に記載されている。地域の中学校の職場体験や家庭科の保育授業への協力等を受け入れ、子どもたちとふれあう機会を設けている。ボランティア希望者にはオリエンテーションを実施し、守秘義務等の誓約書とボランティア活動の確認書を提出させている。</p> <p>ボランティア受入れマニュアルは作成されているが、受入れの手順が中学校の職場体験受け入れ用となっており、一般のボランティア受け入れについても作成することが望まれる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	57.1%
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	28.6%
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	7.1%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	85.7%
	○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	92.9%
	○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	92.9%
	○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	85.7%
	○ 5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	71.4%
	○ 6	家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	92.9%
コメント	<p>必要な社会資源を明確にした関係機関等との連携については、こども園を中央に位置付け、その周りに地域の社会資源(市場や商店街、警察や消防署、図書館や学校、病院や保育園、公園等)を写真で配置した図を作成し、掲示して職員間で共有している。園長は毎週小学校とのミーティングに出席し、年5回は小学校とこども園、警察、民生委員児童委員、児童館等が参加する地域懇談会にも参加して情報交換をしている。支援を必要とする子どもに対しては、年2回、発達支援センターの巡回指導がある。こども園が小学校区内にある6つの保育園に声かけをして就学前の子どもへの支援について園内で会議を開催した実績がある。家庭での不適切な養育が疑われる子どもに対しては、園長と副園長、担任が関わっており、家庭訪問をして園児の兄弟が通う地域の保育園にも連絡して子ども食堂と連携したり、行政の子育て支援広聴課で保護者に家事の仕方の指導を受けさせるなどの取り組み事例がある。</p> <p>地域懇談会で「子ども・女性等安心見回り事業」としてフラワーポット事業の紹介があり、小学校が協働しているが、こども園としても関わることに期待したい。</p>		

項 目			評価結果
II-4-(3) 地域の教育・保育向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の教育・保育のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	78.6%
	b	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	14.3%
	c	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○	1 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の教育・保育のニーズや生活課題等の把握に努めている。	85.7%
コメント		<p>地域の教育・保育向上のための取組に関して、地域の教育・保育ニーズの把握について、園長は毎週小学校のミーティングに出席し、年5回は地域懇談会に参加して学校や警察、民生委員児童委員、児童館等と情報交換をしている。日常の子どもの様子から、ネグレクトが疑われる子どもの家庭訪問を実施し、地域の保育園や子ども食堂と連携しており、保護者には家事の仕方の指導を受けさせる等の支援をしている。</p> <p>地域の保護者を対象に、園庭を開放してのふれあい広場や子育て支援を事業計画に位置づけて実施しているが、参加者を増やす等、地域のニーズや生活課題等の把握に向けてなお一層の取組が望まれる。</p>	
27	②	地域の教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	35.7%
	b	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	57.1%
	c	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○	1 把握した教育・保育ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	92.9%
		2 把握した教育・保育ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	71.4%
		3 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	92.9%
		4 認定こども園(法人)が有する教育・保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	71.4%
		5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	35.7%
コメント		<p>地域の教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動については、地域の活性化やまちづくりへの取組として、「のうれんプラザ」のイベントや銘苺っ子・神原っ子祭り等の地域の祭りに子どもたちが参加し、職員もボランティア活動で関わっている。</p> <p>こども園独自の事業として、地域住民対象の子育て等に関する講演会や研修会等の取組、さらに災害時に福祉的な支援を必要とする人びとの安全・安心のための行政や地域との連携など、地域の教育・保育ニーズにもとづいた公益的な事業・活動の実施が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
<b>Ⅲ 適切な教育・保育の実施</b>			
<b>Ⅲ-1 利用者本位の教育・保育</b>			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	71.4%
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	21.4%
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	92.9%
	○ 2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	85.7%
	○ 3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。	92.9%
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	92.9%
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	85.7%
	○ 6	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	92.9%
	○ 7	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	92.9%
	○ 8	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	92.9%
コメント		子どもを尊重した教育・保育の共通の理解について、子どもを尊重する姿勢は、一人ひとりの能力を最大限に発揮させ、豊かな人間性を持った子どもを育成することを基本方針として明示し、職員の理解と実践のため倫理綱領が策定されている。子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育年間指導計画や月間指導計画等に反映されている。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、虐待防止の研修会を実施している。子どもが互いに尊重する心を育てるため、いじめや差別的な言葉を見逃さず、クラスでの話し合いや世界の国旗作成に取り組み、絵本等を活用した多様性を認める保育にも取り組んでいる。上履きの色等は自由に選択させるなど、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。文化の違いを認め、お互いを尊重する心についてはクラス懇談会で保護者の理解を図っている。	
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	71.4%
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	28.6%
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	子どものプライバシー保護について、教育・保育に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	100.0%
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	92.9%
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、教育・保育の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	92.9%
	○ 4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	85.7%
コメント		子どものプライバシー保護については、プライバシー保護規程が整備され、職員会議等で理解が図られている。シャワーは男女交代で行い、着替えに際しては衝立で男女を区別し、全裸にならずに上着や下着を順番よく着替えることでプライベートゾーンが他人に見られないような指導がされている。トイレは他者から見えないように個別に整備され、子どものプライバシーに配慮されている。	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(2) 教育・保育の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	78.6%
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	21.4%
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	85.7%
	○ 2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	92.9%
	○ 3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	100.0%
	○ 4	見学等の希望に対応している。	100.0%
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	85.7%
コメント		利用希望者に対する必要な情報の提供について、理念や基本方針、教育・保育の内容等はホームページやパンフレットで紹介している。パンフレットは今年3月に見直され、写真やイラスト等も使用してわかりやすく工夫されている。利用希望者にはパンフレットや入園のしおりで説明し、見学希望者には園長や副園長、主幹保育教諭が対応している。	
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	78.6%
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	21.4%
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	92.9%
	○ 2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	92.9%
	○ 3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	92.9%
	○ 4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	92.9%
	○ 5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	92.9%
コメント		教育・保育の開始・変更時の説明について、入園時は重要事項説明書と入園のしおりで説明して保護者等の同意を得ており、兄弟による送迎を希望する場合は同意書を得て対応している。年度途中で保護者の要件が変わった場合は、行政からの通知が届いた時点で説明し、見直している。入園のしおりは、入園時に準備するもの等を保護者が理解しやすいようにわかりやすく絵やイラストを使って工夫している。新規の体験入園に、今年度は5人の参加があった。親が外国籍の場合や特に配慮が必要な場合等は、別室で個別に説明しながら一緒に記入してもらう等の配慮をしている。	

項 目			評価結果
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	85.7%
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	14.3%
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	100.0%
	○ 2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	100.0%
	○ 3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	92.9%
コメント	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応については、他の認定こども園等への変更にあたって、退園時は教育・保育の継続性に配慮した手順書に沿って、指導要録と指導の記録や健康診断の写し、在園証明書を送付している。子どもが退園した後も子どもや保護者が相談できる窓口として、園長や副園長、主幹保育教諭、担任が対応することを説明し、住所と電話番号、ファックス番号、園のメールアドレス、相談窓口を記載した文書を渡している。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	28.6%
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	64.3%
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	92.9%
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	100.0%
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	92.9%
	○ 4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。	42.9%
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	57.1%
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	71.4%
コメント	利用者満足の上昇を目的とする取組については、なかよし会やお楽しみ会等、日々の教育・保育のなかで子どもの満足を把握するように努めている。保護者アンケートを実施し、家庭訪問や個人面談（年2回）、保護者懇談会や親子陶芸教室・竹馬づくり等の保育参加等、各種行事を通して保護者の意見の把握に努めている。保護者会には園長と副園長、主幹保育教諭の三役が出席している。保護者アンケートは園長が担当しており、集計して三役で分析し、職員会議で共有されている。園庭に虫が多いとの意見に対しては、子どもが園庭に出る時は虫よけアロマをスプレーし、蚊取り線香を焚くなど具体的な改善を行っている。		

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	78.6%
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	21.4%
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	100.0%
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	85.7%
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	78.6%
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。	100.0%
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	92.9%
	○ 6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	100.0%
	○ 7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	100.0%
コメント	<p>苦情解決の仕組みの確立・周知・機能については、苦情解決対応マニュアルが整備されている。苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主幹保育教諭で、第三者委員を設置している。保護者には重要事項説明書に記載して説明し、配布している。沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱を設置している。家族アンケートは集計・分析して課題を抽出している。苦情に関する対応策は保護者にフィードバックし、ホームページで公開され、苦情内容は、受付と解決を図った記録が保管されている。保護者アンケートから抽出された課題と改善策については職員会議で共有し、今年度は基本的な生活習慣の定着や家族との連携の強化等、4つの改善課題を事業計画や指導計画に位置づけて取り組んでいる。</p> <p>苦情相談に関する簿冊は、マニュアルと関係書類の様式、報告書をまとめて保管し、報告書には検討会議の参加者名の欄を設けるとともに検討結果を全職員に周知するための確認欄の追加に期待したい。</p>		
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	71.4%
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	28.6%
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	92.9%
	○ 2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	92.9%
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	92.9%
コメント	<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と保護者等への周知については、保護者が相談できるスペースとして、1階の事務所(医務室)が確保されている。重要事項説明書に、保護者が相談できる相手として第三者委員と沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先も記載されており、ポスターも掲示されている。</p> <p>重要事項説明書への行政相談窓口の記載にも期待したい。</p>		

項目		評価結果
36	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	64.3%
	b 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	35.7%
	c 保護者からの相談や意見の把握をしていない。	0.0%
	n	0.0%
着眼点	○ 1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	92.9%
	○ 2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	92.9%
	○ 3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	100.0%
	○ 4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	85.7%
	○ 5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	92.9%
	○ 6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	85.7%
コメント	<p>保護者からの相談や意見への対応について、職員は、送迎時に保護者とコミュニケーションを取るよう努め、意見箱も設置している。保護者からの相談や意見に対する対応マニュアルが整備され、マニュアルは今年見直されており、保護者からの意見等は職員会議で話し合い、職員はマニュアルに沿って対応している。把握した相談や意見について検討に時間がかかる場合は説明をしている。保護者アンケートを実施して集計・分析し、課題の改善策については事業計画や指導計画に位置づけて取り組んでいる。</p> <p>マニュアルには記録の方法（検討会議の実施、報告書の様式等）についても追加されることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な教育・保育の提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	64.3%
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	35.7%
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	85.7%
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	85.7%
	○ 3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	85.7%
		4 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	71.4%
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	78.6%
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	71.4%
コメント	<p>安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメントについては、事故発生時の対応マニュアルを整備し、不審者発見時の対応マニュアルも作成されている。事故報告書とヒヤリ・ハット報告書は園長の決裁を受けている。園長会で、給食の異物混入や園児の逃亡等の事例報告があり、園長は職員会議で伝達している。職員は年1回、小学校と合同で救急法の講習を受講している。毎月、安全点検を実施して必要な箇所を修繕している。自己評価の安全管理の項目では、毎月の安全点検とマニュアルの見直しが評価されている。こども園賠償責任保険と保育園児団体傷害保険に加入し、事故の治療費と見舞金が保険から支給される。</p> <p>事故の再発防止策を検討し、検討結果を全職員に周知しているが、検討会議の参加者名の記載と記録を残すことが望まれる。事故とヒヤリ・ハット報告書の簿冊は、マニュアルと報告書様式、及び報告書をまとめて保管することが望まれる。</p>		

項目		評価結果
38	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	78.6%
	b 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	21.4%
	c 感染症の予防策が講じられていない。	0.0%
	n	0.0%
着眼点	○ 1 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	100.0%
	○ 2 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	100.0%
	○ 3 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	85.7%
	○ 4 感染症の予防策が適切に講じられている。	100.0%
	○ 5 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	100.0%
	○ 6 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	100.0%
	○ 7 保護者への情報提供が適切になされている。	100.0%
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組については、庶務規程で「保健衛生に関する計画及び指揮を副園長と主幹保育教諭が行う」と明示している。感染症対応マニュアルや健康管理マニュアル、園のしおりに学校感染症に罹った場合の登園基準が示され、入園時に保護者に説明されている。「感染症予防と対応」の研修を受講した職員が伝達研修を行い、職員間で共有されている。県内での新型コロナウイルス感染症発生後は、登園時の子どもの手指消毒やマスク着用、給食時のアクリル板使用等の対応をしている。うがいや手洗いはポスターの掲示等で日常的に推奨されている。</p> <p>園内で感染症が発生した場合は、主幹保育教諭が感染症名と発生人数を掲示して保護者に周知している。</p> <p>マニュアルに、感染症発生時の対応の役割分担等の追記を期待したい。</p>	
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	92.9%
	b 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	7.1%
	c 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	0.0%
	n	0.0%
着眼点	○ 1 災害時の対応体制が決められている。	100.0%
	○ 2 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。	100.0%
	○ 3 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	100.0%
	○ 4 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	92.9%
	○ 5 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもつて訓練を実施している。	100.0%
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための取組について、災害時の対応体制としては自衛消防組織が設置されている。地域の安全マップが掲示され、自動火災報知設備を改修し、防災マットを購入している。訓練時は出席簿を持って避難し、子どもの安否は点呼して確認することになっている。訓練は毎月実施され、年2回は小学校と一緒に、保護者の協力が得られることもある。毎年、第2避難場所までの避難訓練も実施し、災害時の引き渡しカードも準備されている。賞味期限が記載された備蓄リストがあり、豚汁や乾パン、カレー、水が準備され、園長と調理師が管理しており、食料等は小学校からも補給できる体制がある。</p> <p>災害発生後において教育・保育を継続するために必要な対策についての計画の作成、及び安否確認については、保護者と職員の安否確認の方法も定めることが望まれる。</p>	

項 目		評価結果
<b>Ⅲ-2 教育・保育の質の確保</b>		
Ⅲ-2-(1) 提供する教育・保育の標準的な実施方法が確立している。		
40	① 教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	85.7%
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	0.0%
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	0.0%
	n	14.3%
着眼点	○ 1 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	100.0%
	○ 2 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	92.9%
	○ 3 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	92.9%
	○ 4 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	92.9%
	○ 5 標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。	85.7%
コメント	<p>教育・保育に関する標準的な実施方法については、苦情解決対応、事故発生時対応、危機管理、災害時対応、ボランティア受け入れ等、多数のマニュアルが整備されている。プライバシー保護規程及びプライバシー保護マニュアルが作成され、排泄や着替えについて具体的な配慮が明記され、虐待マニュアルや実習生受け入れマニュアル等には子どもの尊重やプライバシー保護・権利擁護の姿勢が明示されている。新人育成プログラムがあり、OJTとして新任職員には主幹保育教諭による各種マニュアルを活用した個別指導が行われ、月1回、主幹保育教諭による面談でマニュアルを理解しているかを確認する仕組みがある。支援が必要な子どもに対しては、支援が画一的にならないよう、個別指導計画を作成し支援している。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策で登園児が少ない時に保育教諭や厨房職員が交代でマニュアルをチェックしているが、マニュアルは研修等によって職員に周知徹底することに期待したい。</p>	
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	50.0%
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	42.9%
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	0.0%
	n	7.1%
着眼点	○ 1 教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	100.0%
	○ 2 教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	100.0%
	○ 3 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	100.0%
	○ 4 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	71.4%
コメント	<p>標準的な実施方法の見直しについて、マニュアルは年度末に見直すことになっている。今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策で登園児が少ない時に保育教諭や厨房職員が交代でマニュアルをチェックして各種マニュアルが見直されている。運営マニュアルや管理マニュアル、保育マニュアル等、種別にマニュアルの見直しチェック表が作成されている。見直しにあたっては、保護者の意見を反映させて「親子陶芸教室は前もって図柄を親子で考えてくる」や「親子お別れ遠足の集合写真は最初に撮影する」等、行事マニュアルが見直されている。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより教育・保育実施計画が策定されている。		
42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	64.3%
	b アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	21.4%
	c アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	0.0%
	n	14.3%
着眼点	○ 1 指導計画策定の責任者を設置している。	85.7%
	○ 2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	85.7%
	○ 3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	71.4%
	○ 4 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。	92.9%
	○ 5 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	78.6%
	○ 6 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	71.4%
	○ 7 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	92.9%
	○ 8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な教育・保育の提供が行われている。	92.9%
	○ 9 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	92.9%
コメント	<p>アセスメントにもとづく指導計画の策定について、指導計画は全体的な計画にもとづいて策定され、指導計画策定の責任者は園長となっている。アセスメントは、児童票(家族構成、成育歴、予防接種の受診状況等)や別様式による基本的な生活習慣の達成状況、五領域の理解状況等が入園前の面接により把握されている。個人面談が実施され保護者の意向を確認している。特に発達支援の必要のある子どもについては、子どもと保護者等の具体的なニーズが、個別の指導計画等に明示されている。指導計画策定にあたっては発達支援センターの巡回指導員が参加し、主幹保育教諭を特別支援コーディネーターとして担当者等による年2回の合議を行い、指導計画が作成され、保護者の同意を得ている。</p> <p>週と月の指導計画には反省・評価の記入欄があり、記録されているが、各年齢の年間指導計画(教育課程)にも反省・評価の記入欄の追加、及び5歳児の年間指導計画には「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の10項目の追加が望まれる</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	71.4%
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	28.6%
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	85.7%
	○ 2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	92.9%
	○ 3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	85.7%
	○ 4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	92.9%
	○ 5	評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	92.9%
コメント	<p>定期的な指導計画の評価・見直しについて、年間指導計画は各クラスで検討し3月に作成している。月の計画は月末、週の計画は週末に評価・見直しがされている。次週に向けて担当職員全員による週会議で反省・評価が実施され、子どもの姿、具体的なねらい及び内容に反映した次の指導計画が作成されている。例えば「当番カードを作ったことで、来週の当番活動への意欲が出ているので、進んでやりたいという気持ちを失わないようにしていく」に対して次週のねらいを「当番活動や保育教諭の手伝いに意欲的に取り組む」と設定するなど、計画の評価・見直しが定期的に行われている。見直し後の計画は次の週や月の計画で職員に周知されている。緊急時の変更については、日案において雨天等で計画が変更されている事例が確認できた。</p> <p>指導計画の見直しにあたっての手順書の作成及び緊急に計画を変更する場合の仕組みの検討、標準的な実施方法に反映すべき事項、教育・保育の質の向上に関する課題等を明確にすることが望まれる。</p>		
<b>Ⅲ-2-(3) 教育・保育実施の記録が適切に行われている。</b>			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	57.1%
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	35.7%
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。	100.0%
	○ 2	個別の指導計画等にもとづき教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。	100.0%
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	92.9%
	○ 4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	92.9%
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	92.9%
コメント	<p>子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と共有について、子どもの発達状況や生活状況等は統一した様式に記録している。記録項目は食事や排せつ、着脱、清潔、安全・健康、運動で、年齢ごとの発達に沿ってチェック内容が異なり、子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が年3回に分けて記録されるようになっている。記録内容や書き方に差異が生じないように工夫している。情報の共有については、理事会や地域懇談会、小学校との連絡会等の情報は職員会議や週会議、月1回のリーダー会議で報告され、情報が届く仕組みとなっている。</p> <p>指導計画や児童票、保育記録がそれぞれに冊子として編綴されているが、子ども一人ひとりの記録台帳として情報をまとめることが望まれる。</p>		

項目		評価結果
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	78.6%
	b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	21.4%
	c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	0.0%
	n	0.0%
着眼点	○ 1 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	100.0%
	○ 2 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	100.0%
	○ 3 記録管理の責任者が設置されている。	100.0%
	○ 4 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	100.0%
	○ 5 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	100.0%
	○ 6 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	100.0%
コメント	子どもに関する記録の管理体制の確立については、個人情報保護規程や運営規程で子どもの記録の保管、保存、情報開示に関する事項を定めている。個人情報の不適正な利用や漏洩に関しては、個人情報保護規程で管理方法と持ち出し禁止が規定され、対策が図られている。記録管理の責任者は園長で、個人情報の取り扱いについては職員会議で注意を喚起している。園長は、入園説明会で保護者に対して個人情報の取り扱いについて説明し、「個人情報利用に関する同意書」を提出させている。	
<b>A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育</b>		
<b>A-1-(1) 子どもの権利擁護</b>		
46	A① ① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	a
判断基準	a 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	78.6%
	b —	14.3%
	c 子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	7.1%
	n	0.0%
着眼点	○ 1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	100.0%
	○ 2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	92.9%
	○ 3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	85.7%
	○ 4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	92.9%
	○ 5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	100.0%
コメント	子どもの権利擁護については、虐待に関するマニュアルやプライバシー保護規程が整備され、虐待や不適切な関わりを防ぐことの大切さについて職員の理解が図られている。差別や自尊心を傷つけるような言葉等は使わない、書かないことを、教育・保育の場で意識して取り組んでいる。権利侵害の防止と早期発見については、虐待に関する「保育における項目チェック表」が活用されている。園長は、職員会議等で、日々の教育・保育を通して子どもの変化（身体の痣や服の汚れ等）に注意を払うよう職員を指導している。職員は、人権を守る教育・保育をするため、差別用語や言葉使いについて統一した資料を基に学んでいる。	

		項 目	評価 結果
<b>A-2 教育・保育内容</b>			
<b>A-2-(1) 全体的な計画（教育課程を含む）の作成</b>			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	a
判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	64.3%
	b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	21.4%
	c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	0.0%
	n		14.3%
着眼点	○ 1	全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	92.9%
	○ 2	全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	92.9%
	○ 3	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	92.9%
	○ 4	全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	85.7%
	○ 5	指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。	85.7%
	○ 6	指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。	78.6%
	○ 7	全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	85.7%
	○ 8	全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	85.7%
コメント		<p>全体的な計画には、基本理念として「児童福祉法等の精神を実現するための施設の運営を目指す」とされ、こども園の理念や教育・保育目標が位置づけられている。さらに、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等にもとづいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、家庭との連携や教育・保育時間などで作成されている。計画は園長、副園長、主幹保育教諭の3人で作成した案にもとづいて職員会議で検討して策定され、年度末に自己評価を実施している。年間指導計画は全体的な計画を踏まえて作成され、指導計画の周知については、クラス懇談会や個人面談時に保護者に説明されている。</p>	

項 目		評価結果	
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	42.9%
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	57.1%
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	50.0%
	○ 2	認定子ども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	100.0%
	○ 3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	78.6%
	○ 4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	92.9%
	○ 5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	100.0%
	○ 6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	100.0%
コメント	<p>子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備として、戸外活動時は室内の窓を開放し、室内活動時には冷房機稼働して換気や温度に配慮している。年2回、嘱託薬剤師による室内の照度や騒音、ダニ検査を実施し、業者による室内全ての害虫消毒も実施している。午睡やゆっくり寛ぎたい時に利用している「ままごとコーナー」の畳は、定期的に天日干しを行っている。給食やおやつの後と一日の終わりに室内を清掃し、テーブルやドアノブ等は次亜塩素酸水を使用して拭き、階段や遊戯室は用務員が清掃する等、衛生管理に努めている。2階遊戯室の本棚や室内の棚類は、耐震用シートを使用して安全に配慮している。2階の図書コーナーや室内の絵本コーナーと1階ロビーのミニハウスや生き物コーナーには、子どもが読みたい時や調べたい時に手に取れるように、絵本や図鑑等を配置している。戸外遊具は破損や汚れ等の安全点検を適宜行い、園庭の排水溝等も定期的に消毒している。戸外活動時はアロマスプレーや蚊取り線香を使用して防虫対策を行っている。園庭には手洗いと足洗い場が設置され、体が汚れた場合は1階のシャワー室で対応している。室内の手洗い場は子どもが利用しやすい高さに設置され、「正しい手洗い」のポスターが掲示されている。トイレは一日2回、清掃を実施して清潔が保たれ、男児用小便器以外は、個室でプライバシーに配慮されている。</p>		

		項 目	評価結果
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	b
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	50.0%
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	42.9%
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	100.0%
	○ 2	子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	100.0%
	○ 3	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	100.0%
	○ 4	子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	92.9%
	○ 5	子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	78.6%
	○ 6	せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	50.0%
	コメント	<p>一人ひとりの子どもを受容した子どもの状態に応じた教育・保育については、入所時に保護者との面談で子どもの発達や状況を把握している。日々の教育・保育では子どもの様子や気になる事を職員間で話し合い、共有して支援している。家庭環境から生じる一人ひとりの子どもの個人差については、朝食抜きや給食時間に傾眠傾向が見られる子どもには、園で休息などの対応をすることともに、家庭での生活リズムを把握し、保護者には家庭での生活習慣の改善等の協力を求める等、一人ひとりに合わせた対応が行われている。園庭遊びがなかなか始められない子どもには「ブランコする？滑り台する？」等と意思を確認して、保育教諭や友だちと一緒に遊べるようにしている。戸外の石鹸遊びから「アイスクリームを作りたい」との子どもの声に、室内の発明コーナーで色紙等を使ってアイスクリーム作りをしていると「アイスクリーム屋さんをしたい」と活動が広がり、保育教諭が店名や商品台等の作成を援助し、他の子どもも参加してごっこ遊びが展開されている。支援を要する子どもには、1日の流れを理解しやすいように絵カードを使用し、丁寧に説明している。子どもが戸外に出る時や室内に戻る時、つい「早く」とせかす言葉が出る、「うるさくて、話が聞こえない」等の対応が課題となっている記録があり、改善への取り組みが望まれる。</p>	
50	A⑤	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	50.0%
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	28.6%
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	0.0%
	n		21.4%
着眼点	○ 1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	92.9%
	○ 2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	85.7%
	○ 3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	64.3%
	○ 4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	85.7%
	○ 5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	78.6%
	コメント	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけるための環境整備と援助については、全体的な計画で子どもの教育及び保育目標として、4歳児は「自分でできることを喜びながら生活に必要な基本的な生活習慣を身につける」とし、5歳児は「小学校入学に向けて基本的な生活習慣や態度を身につけ、自立的、意欲的に活動を」と掲げ、毎月の週案にも「基本的な生活習慣の確立」を位置付けて取り組んでいる。栽培活動の水やりや製作活動に必要な道具類は、子どもが自由に取り出せるように配置し、片付けの場所も分かり易いように番号で表示する等、自主的な活動を支援している。夏休み等で長期の休暇に入る子どもには、「げんキッズカード」で「早寝、早起き、朝ご飯」等を家庭でチェックして基本的な生活習慣の安定が図れるようにしている。室内の整理整頓や挨拶等は職員が見本となるよう職員会議で話し合い、実践に努めている。</p> <p>1日の流れに沿って、戸外遊びの時は汗や汚れに対応できるようにタオルや着替え等を準備する指導をしているが、忘れ物をする子どもが見受けられる。保護者に、生活リズムアンケートを実施し、子どもと一緒に持ち物チェックを行うよう協力依頼する等で連携しているが、継続した課題となっており、基本的な生活習慣が身に付けられるよう更なる配慮が望まれる。</p>	

		項 目	評価結果
51	A⑥	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	64.3%
		b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	21.4%
		c 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	0.0%
		n	14.3%
	着眼点	○ 1 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	71.4%
		○ 2 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	78.6%
		○ 3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	85.7%
		○ 4 戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	78.6%
		○ 5 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	85.7%
		○ 6 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	85.7%
		○ 7 子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	85.7%
		○ 8 子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	78.6%
	コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境整備や子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育については、登園して朝の会終了後の8時半から10時半までと午後の4時以降に戸外での遊びが展開されている。園庭には遊びの中で進んで体を動かすことができるよう、滑り台やブランコ、のぼり棒、竹馬等の遊具や砂場、木のぼりやせみ取り等ができる樹木があり、子どもたちが主体的にやりたい遊びが選べる環境が用意されている。子どもたちは自ら種まきして育てた朝顔の花で色水遊びに興じ、オオゴマダラの食草園で卵や幼虫を発見して飼育観察し、きゅうりやゴーヤー等に水やりをしながら生長を見守り収穫を味わう等、身近な自然とふれ合うことができるよう工夫されている。10時半から4時にかけては、室内で子どもが主体的に遊べるようコーナー(ままごとや絵本、ブロック等の玩具、発明[製作活動]、生き物等)が用意されている。子どもたちは友だち同士で色紙や空き箱等の廃品を利用して魚や葉子等を作り、売り手と買い手にわかれて声を掛け合い、お店屋さんごっこを楽しんでいる。月2回、外部講師による運動遊び(体育)があり、子どもたちが協力し合って運動用具を準備し、用具の正しい使い方や運動の順番等のルールを学ぶ機会としている。神原っ子祭りへ参加したり、ハロウィンで地元の商店街に仮装して出かけたり、親子竹馬作りや焼き物作り等、子どもが様々な表現活動を楽しめるよう取り組んでいる。</p>	
52	A⑦	⑤ 乳児期の園児(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n	
	着眼点	1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		2 0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		3 子ども表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
		4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
	コメント	0歳児が在籍していないため、評価対象外です。	

項 目			評価結果
53	A⑧	⑥ 満1歳以上3歳未満の園児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n	
	着眼点	1 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		2 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		3 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		4 子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
		5 保育教諭等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。	
		6 様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
		7 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
	コメント	1・2歳児が在籍していないため、評価対象外です。	
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	64.3%
		b 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	35.7%
		c 適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	0.0%
		n	0.0%
	着眼点	1 3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	35.7%
		○ 2 4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	85.7%
		○ 3 5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	92.9%
		○ 4 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	100.0%
	コメント	<p>現在こども園には、4歳児と5歳児が在籍し、子どもたちの小学校教育への円滑な接続ができるようデイリープログラムの下、全体的な計画にもとづいて食育や保健、安全、絵本や体育、音楽や表現活動等、多くの年間計画を作成している。朝の会やなかよし会での歌やリズム遊び、月2回の運動遊び、食育としての栽培活動等、計画に沿って日々実践されている。保育教諭は、4歳児の不安な気持ちを受け止め、新しい環境に馴染めるよう園での生活の仕方やルール等を丁寧に子どもに伝え、身の回りのことが一人のできるよう援助している。当番カードを作成することで、園での自分の役割を確認し、意欲的に取り組めるようにしている。新しい友達と声を掛け合いながら、一緒に好きな遊びを見つけ、自然の中で様々な生き物に出会い観察する環境を整備している。5歳児は、就学を意識し、忘れ物等が無いよう確認する力と生活リズムを整え基本的な生活習慣の確立を図っている。室内に五十音表を掲示して棚の絵本は五十音順に配置し、絵本の貸し出しを実施している。セミの抜け殻を100匹まで採集して1から100までの数字マスの用紙に並べ、毎朝日付や天気を確認する等、生活や遊びの中で文字や数字に触れる環境を整え、保育教諭が適切に関わっている。親子陶芸教室で作成した焼き物を地域の壺屋焼き物博物館で展示し、七夕会では子どもたちがハンドベルを演奏し、小学校と合同の音楽発表会には合唱で参加している。</p> <p>着眼点1は3歳児が在籍していないため、評価対象外です。</p>	

		項目	評価結果
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	85.7%
		b 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	7.1%
		c 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	0.0%
		n	7.1%
	着眼点	○ 1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	85.7%
		○ 2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	92.9%
		○ 3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	100.0%
		○ 4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	92.9%
		○ 5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	92.9%
		○ 6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	92.9%
		○ 7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	100.0%
		○ 8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	85.7%
	コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮については、発達支援の必要な子どもを受け入れ、全クラスの担任を2人体制にして個別対応等に配慮している。特別支援教育方針を策定し、今年度から特別支援コーディネーターとして主幹保育教諭を配置し、園内支援委員会が設置されている。子どもが利用していた保育所や児童発達支援事業所等から情報収集を行い、事前共有会議には那覇市発達支援センターの巡回指導員や子どもの担任、園長、主幹保育教諭と保護者が参加している。会議で子どもや保護者の要望等を確認して個別の教育支援計画に反映させ、計画作成後は保護者の同意を得ている。計画にもとづいて子どもの特性に応じた個別の週案、日案を作成し実践状況を記録している。子どもの行動や場面に応じて一対一で関わり、少人数でゆっくりと対応し、得意な遊びを通して他の子どもとふれ合うことができるよう援助し、絵カードでコミュニケーションを図る等の支援をしている。希望する小学校の特別支援学級を保護者と一緒に見学して就学支援をしている。職員は、小学校の特別支援コーディネーターと連携し、「障害のある幼児等の指導」や「特別支援教育における大切な視点」等の研修を受講して園で伝達研修を実施し、必要な知識や情報を共有している。障害のある子どもについては、他の保護者にも入園時の説明会やクラス懇談会で伝え、理解を得ている。</p>	

項 目			評価結果
56	A ⑪	⑨ 在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	64.3%
		b 在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	28.6%
		c 在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	0.0%
		n	7.1%
	着眼点	○ 1 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	85.7%
		○ 2 在園時間の長い子どもが安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	71.4%
		○ 3 在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	85.7%
		○ 4 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	71.4%
		○ 5 在園時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	85.7%
		○ 6 在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	50.0%
		○ 7 子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	85.7%
		○ 8 担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	78.6%
		○ 9 1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	78.6%
	コメント	<p>在園時間の異なる子どもの環境整備と教育・保育内容や方法への配慮について、子どもの1日の生活はデイリープログラムに沿って行われている。延長保育実施計画書及び一時預かり保育方針と年間計画書が作成されている。1号認定の子どもが給食後に帰りの会を済ませて14時に降園した後は、一時預かり保育を希望する1号認定児と2号認定児の短時間保育が行われている。一時預かり保育年間計画に沿って14時以降は異年齢保育で自由遊びを実施し、希望する子どもには午睡が対応されている。異年齢保育では、竹馬乗りができるようにと5歳児が缶ぽっくりに取り組む姿を見て、4歳児も挑戦し、上手に竹馬乗りができた事例がある。3時には手作りのおやつが提供されている。前年度は、延長保育の利用者が1人で保育教諭と1対1で過ごし、補食も提供されたが、今年度は延長保育の子どもはいない。保育教諭間の引き継ぎは、門番ノート（引き継ぎ書）やグループラインを活用し、子どもの連絡事項等の情報を共有している。保護者への連絡は送迎時に直接伝え、お便り帳への付箋メモで伝えている。長期休暇後の1号認定児にはデイリープログラムに順応できるよう、子どものペースに合わせた保育を行う配慮をしている。</p>	

項 目			評価結果
57	A⑫	⑩ 小学校との接続、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	78.6%
	b	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	14.3%
	c	小学校との接続や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○	1 計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	100.0%
	○	2 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	100.0%
	○	3 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	92.9%
	○	4 保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との接続を図っている。	92.9%
	○	5 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	100.0%
コメント	<p>小学校との接続、就学を見通した計画に基づく教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画と5歳児の指導計画に小学校との接続が位置付けられ、それにもとづいて教育・保育が行われている。隣接する神原小学校とは、スタッフミーティングや朝会に園長や保育教諭が参加し、日常的に情報を共有している。子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てるよう、運動会や音楽発表会を神原小学校と合同で開催し、小学校の学期の終業式に参加している。5年生による絵本の読み聞かせや1年生とのお招き交流会等も行われている。地域においては、保幼小連絡協議会に出席して小学校との円滑な接続に向けた研修や情報交換等が行われている。毎年8月は、小学校との接続カリキュラムについて1年生の担任と意見を交換し、助言を得ている。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談や小学校入学説明会に同行する等の支援をしている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点にもとづいたこども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。</p>		

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	78.6%
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	14.3%
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	92.9%
	○ 2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	100.0%
	○ 3	子どもの保健に関する計画を作成している。	100.0%
	○ 4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	92.9%
	○ 5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	100.0%
	○ 6	保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	85.7%
	○ 7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	64.3%
	○ 8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	42.9%
コメント	<p>子どもの健康管理については、健康管理に関するマニュアルにもとづき入園時の調査票や面談等で子どもの既往歴や予防接種の状況を把握し、児童票に記録している。日々の子どもの健康状態は、登園時の観察や検温等で把握している。保健衛生管理の責任者は副園長と主幹保育教諭で、子どもの保健計画は職員全員で検討して園長、副園長、主幹保育教諭で決定している。子どものケガや発熱等の体調変化時は、保護者に連絡するとともに必要時は嘱託医等の受診を支援し、保護者が迎えに来るまで園で対応している。入園のしおりや重要事項説明書に子どもの健康に関する方針が記載され、入園時に保護者に説明されている。</p> <p>着眼点7と8は、乳幼児が在籍していないため評価対象外です。</p>		
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	85.7%
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	14.3%
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	100.0%
	○ 2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	92.9%
	○ 3	家庭での生活に生かされるよう教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	100.0%
コメント	<p>健康診断や歯科検診の結果の教育・保育への反映については、嘱託医による内科健診と歯科検診を年2回実施し、結果は主幹保育教諭が記録して関係職員に周知されている。歯科検診終了後は保護者へ健診結果を報告し、虫歯のある子どもには、治療が済んだら「虫歯の処置終了届け」を提出させ、未処置の場合は、面談時に保護者に受診を勧める等の支援をしている。4歳児のクラスでは歯科検診前に「ばいきんどうぶつえん」の絵本を読み聞かせ、健診や歯磨きの大切さを伝えている。健診結果で虫歯のない子どもや治療済み子どもには、なかよし会で「よい歯」の表彰式を行っている。食育計画や保健計画に歯科検診と食後のフッ素洗口やおやつ後の歯磨きを位置付け、歯磨きの習慣化に繋げている。</p>		

項 目			評価結果
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	78.6%
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	14.3%
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	78.6%
	○ 2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	85.7%
	○ 3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	85.7%
	○ 4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	85.7%
	○ 5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	78.6%
	○ 6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	78.6%
コメント		アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの医師からの指示による適切な対応に関して、アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。食物アレルギー等のある子どもについては、医師の指示書（診断書及びアレルギー抗体検査表）を年1回提出させるとともに保護者を交えてアレルギー対策の懇談会を開催している。食物リーダーの調理師が法人内の栄養士と連携して除去食の対応をしている。クラスや職員室、調理室には、アレルギーの種類と子どもの名前を掲示し、誤食の防止に努めている。アレルギーのある子どもの食器やトレイは色を変え、食器に記名し、トレイに子どもの写真とアレルギーを表示したシートを敷いて配膳する等、他の子どもとの相違に配慮され、これまで誤食等の事故は発生していない。調理師が「食物アレルギーへの対応」等の研修を受講して職員会議で伝達研修を行っている。重大なアナフィラキシーショックに対応できるよう、エピペンの使い方の研修を全職員対象に実施している。アレルギー対応マニュアルには、アレルギー以外の慢性疾患（小児喘息やアトピー性皮膚炎）についても記載され、職員はマニュアルに沿って対応している。	

項目		評価結果	
A-2-(4) 食事			
61	A⑯①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	78.6%
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	21.4%
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	100.0%
	○ 2	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	100.0%
	○ 3	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	100.0%
	○ 4	食器の材質や形などに配慮している。	100.0%
	○ 5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	100.0%
	○ 6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	100.0%
	○ 7	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	100.0%
	○ 8	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	92.9%
コメント		食事を楽しむことができる工夫として、食育年間計画が作成され、全体的な計画や指導計画に食育を位置付けている。身近な自然環境に親しみ、季節を感じながら様々な事象に興味・関心を持ち、生活の中にそれを取り入れ大切に教育・保育として、自然・飼育栽培の年間計画を作成し、季節に合わせてゴーヤーやニンジン等を植え付け、子どもたちが水やりから収穫までを担い、味わう等、子どもたちが食に関心もち、食に関する豊かな経験ができるように取り組んでいる。食器は、絵柄のついた耐熱用のベン樹脂で子どもの発達に合わせてフォークや箸が使用されている。毎月、保護者に配布する献立表の裏面には食に関する情報を掲載して提供している。食事は、子どもが達成感を味わえるように食べられる量にし、偏食のある子どもには、少量から挑戦できるように配慮されている。	
62	A⑰②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	78.6%
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	14.3%
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	92.9%
	○ 2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	92.9%
	○ 3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	78.6%
	○ 4	季節感のある献立となるよう配慮している。	92.9%
	○ 5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	92.9%
	○ 6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	92.9%
	○ 7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	92.9%
コメント		子どもが美味しく安心して食べることのできる食事の提供については、法人内の栄養士が作成した献立にもとづいて農産市場の新鮮な食材等を取り入れ、園内の厨房で調理している。検食は園長や副園長、主任保育教諭、副主任保育教諭が行い業務日誌に記録している。残食調査は調理師が行い、給食日誌に記録されている。毎月、園の給食会議を開催して子どもの嗜好等の情報交換をしている。その結果を、調理師が法人内の給食会議で報告して、献立に反映できるようにしている。食事は、天然ダシにこだわり、季節や行事に配慮した献立と手作りのおやつが用意され、残食もなく、保護者アンケートでは、100パーセントの高い評価が得られている。調理室は、透明のガラス張り、中の様子が見え、子どもたちが食への関心を持つことができ、調理員も食事の様子を見て子どもと会話している。衛生管理マニュアルにもとづき従業員の衛生管理チェックも行なわれている。	

項目		評価結果	
<b>A-3 子育て支援</b>			
<b>A-3-(1) 家庭との緊密な連携</b>			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	57.1%
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	35.7%
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	78.6%
	○ 2	教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	92.9%
	○ 3	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	92.9%
	○ 4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	78.6%
	○ 5	教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	85.7%
コメント		子どもの生活を充実させるための家庭との連携について、家庭との日常的な情報交換は送迎時に行い、手紙を書くこともある。入園時や家庭訪問、個人面談、保護者懇談会、クラス懇談会、保育参加、祖父母お招き会等の行事を保護者の理解を得る機会とし、保護者と子どもの成長を共有できる支援に努めている。家庭の状況や保護者との情報交換の内容は、新入園児面接資料や児童票に記載され、支援を要する子どもは個別支援計画に反映させている。親子陶芸教室や竹馬作り等の保育参加は、土曜日や日曜日に設定して保護者が参加しやすいように配慮している。	
<b>A-3-(2) 保護者等の支援</b>			
64	A⑲	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	64.3%
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	28.6%
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○ 1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	92.9%
	○ 2	保護者等からの相談に応じる体制がある。	100.0%
	○ 3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	85.7%
	○ 4	認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	85.7%
	○ 5	相談内容を適切に記録している。	71.4%
	○ 6	相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	85.7%
コメント		保護者が安心して子育てができる支援としては、日々の送迎時や個別面談、クラス懇談会等を、保護者との信頼関係を築く機会としている。保護者からの相談や意見に対しての対応マニュアルが整備されている。担任を2人体制にして、支援が必要な保護者に就学支援の申請の説明をし、発達支援センターや病院を紹介して放課後児童デイサービスの利用につなげた事例がある。毎月の献立表の裏面を活用して「咀嚼機能の発達と調理形態」「食中毒3原則」等の「たのしくたべようニュース」を発信している。担任は、個人面談の前に保護者に相談したいこと・気になることを記入してもらって対応している。保護者からの相談内容によっては、園長や副園長、主幹保育教諭から助言を受け、専門機関につなぐこともある。	

		項目	評価結果
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	判断基準	a 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	71.4%
		b 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	21.4%
		c 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	0.0%
		n	7.1%
	着眼点	○ 1 不適切な養育（虐待）等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	100.0%
		○ 2 不適切な養育（虐待）等の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	100.0%
		○ 3 不適切な養育（虐待）等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	92.9%
		○ 4 職員に対して、不適切な養育（虐待）等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育（虐待）等に関する理解を促すための取組を行っている。	92.9%
		○ 5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	100.0%
		○ 6 不適切な養育（虐待）等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	100.0%
		○ 7 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	85.7%
	コメント	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防について、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化（身体の痣、服の汚れ等）や送迎時の保護者の言動（子どもへの対応）に注意を払っている。虐待の疑いを持った職員は、虐待対応担当者の主幹保育教諭と相談して対応を協議する体制がある。園長は、職員会議等で「シャワー時には子どもの身体状況（痣）を見逃さないよう」注意を喚起している。地域の子育て支援や児童相談所等と連携して虐待防止に取り組んでいる。不適切な養育を発見した場合の対応等についてはマニュアルが整備され、毎年、虐待防止に関する園内研修を行っている。	